



鳥取県公報

令和7年8月19日（火）
第9718号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（492）（税務課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による医療機関の指定（493）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（494）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定自立支援医療機関の指定（495）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更（496）（森林づくり推進課）・・ 3
	公共測量の実施（8件）（497～504）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	土砂災害警戒区域の指定（505）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 5
	土砂災害特別警戒区域の指定（506）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（507）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（508）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	土地改良区の役員の就退任（2件）（509・510）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	落札者の決定（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第492号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
スター石油有限会社 取締役 山川 妙子	米子市皆生新田一丁目6-40	令和7年7月31日

鳥取県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大村薬局こおげ駅前店	八頭郡八頭町郡家647-6	令和7年8月1日

鳥取県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あわひ診療所	八頭郡智頭町大字中原352-2	令和7年6月30日

鳥取県告示第495号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
稲田 耕大	米子市旗ヶ崎一丁 目24-8	いなた眼科	米子市道笑町四丁 目116-7	育成医療、更 生医療	令和7年5月 1日

鳥取県告示第496号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局に備え置いて閲覧に供する。）

鳥取県告示第497号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年6月23日から令和8年3月19日まで
- 3 作業地域 西伯郡南部町道河内

鳥取県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和7年7月28日から令和8年2月26日まで
- 3 作業地域 倉吉市三江

鳥取県告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年7月31日から令和8年3月9日まで
- 3 作業地域 倉吉市大原

鳥取県告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年8月1日から同年12月23日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町湯河

鳥取県告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年8月1日から令和8年1月20日まで
- 3 作業地域 八頭郡智頭町大字大内

鳥取県告示第502号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和7年8月5日から同年12月19日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町大原

鳥取県告示第503号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年8月8日から令和8年8月20日まで
- 3 作業地域 鳥取市福部町湯山

鳥取県告示第504号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 令和7年8月12日から同年10月31日まで
 - 3 作業地域 鳥取市
-

鳥取県告示第505号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
とぎ山東谷川（Ⅰ－2－21－24－27__1）、とぎ山西谷川（Ⅰ－2－21－24－27__2）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第506号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
とぎ山東谷川（Ⅰ－2－21－24－27__1）、とぎ山西谷川（Ⅰ－2－21－24－27__2）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社米子テクノサービス	訪問看護ステーション境港 すずかけの樹	境港市清水町 761－1	令和7年7月18日	令和7年8月31日	訪問看護

鳥取県告示第508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社米子テクノサービス	訪問看護ステーション境港 すずかけの樹	境港市清水町 761-1	令和7年7月18日	令和7年8月31日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大山町名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	近 藤 大 介	西伯郡大山町豊成1018
〃	永 井 滋	西伯郡大山町豊成3016
〃	野 口 友 幸	西伯郡大山町豊成688
〃	上 中 浩 一	西伯郡大山町豊成512
〃	藤 田 均	西伯郡大山町倉谷511-2
〃	竹 宮 寿 明	西伯郡大山町小竹334
〃	牧 野 祥 三	西伯郡大山町小竹690
〃	小 谷 茂	西伯郡大山町東坪922
〃	金 田 聰	西伯郡大山町東坪1219
〃	中 井 廣 到	西伯郡大山町東坪286
〃	西 山 弘	西伯郡大山町西坪140
〃	岩 波 宏 承	西伯郡大山町御来屋782
〃	宮 川 秀 雄	西伯郡大山町名和189
〃	林 原 一 英	西伯郡大山町名和1320-3
〃	林 原 幸 治	西伯郡大山町門前27-1
〃	真 島 英 雄	西伯郡大山町加茂199
〃	荒 松 豪	西伯郡大山町加茂552
〃	国 谷 容	西伯郡大山町富長686
〃	橋 本 泰	西伯郡大山町富長804
〃	山 根 健 司	西伯郡大山町古御堂393-1
〃	杉 原 由 信	西伯郡大山町茶畑410-1
〃	齋 藤 伸 一	西伯郡大山町高田614
〃	中 原 誠	西伯郡大山町高田487
〃	前 田 繁 昌	西伯郡大山町高田1112-37
〃	谷 野 貴 則	西伯郡大山町押平161
〃	中 原 正 博	西伯郡大山町押平413

“ 勝 部 浩 美 西伯郡大山町大塚248
 “ 船 原 悟 西伯郡大山町大塚815
 監 事 林 原 憲 昭 西伯郡大山町豊成948－ 1
 “ 森 統 晃 正 西伯郡大山町高田160
 “ 江 原 宏 昭 西伯郡大山町栄田313
 令和7年7月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 近 藤 大 介 西伯郡大山町豊成1018
 “ 林 原 寛 治 西伯郡大山町豊成957
 “ 小 松 伊 織 西伯郡大山町豊成752
 “ 上 中 浩 一 西伯郡大山町豊成512
 “ 藤 田 均 西伯郡大山町倉谷511－ 2
 “ 竹 宮 寿 明 西伯郡大山町小竹334
 “ 牧 野 祥 三 西伯郡大山町小竹690
 “ 高 見 公 治 西伯郡大山町東坪944
 “ 高 見 晃 西伯郡大山町東坪855－ 1
 “ 中 井 廣 到 西伯郡大山町東坪286
 “ 濱 崎 直 人 西伯郡大山町西坪116
 “ 出 雲 利 寛 西伯郡大山町西坪45－ 23
 “ 宮 川 幸 一 西伯郡大山町名和188
 “ 林 原 一 英 西伯郡大山町名和1320－ 3
 “ 林 原 幸 治 西伯郡大山町門前27－ 1
 “ 真 島 英 雄 西伯郡大山町加茂199
 “ 荒 松 将 志 西伯郡大山町加茂985
 “ 桑 本 聖 司 西伯郡大山町富長55
 “ 国 谷 容 西伯郡大山町富長686
 “ 宮 里 克 紀 西伯郡大山町富長782
 “ 野 口 敦 博 西伯郡大山町古御堂221
 “ 瀬 尾 重 明 西伯郡大山町茶畑390
 “ 齋 藤 伸 一 西伯郡大山町高田614
 “ 森 統 晃 正 西伯郡大山町高田160
 “ 前 田 繁 昌 西伯郡大山町高田1112－ 37
 “ 谷 野 貴 則 西伯郡大山町押平161
 “ 中 原 正 男 西伯郡大山町押平422
 “ 勝 部 浩 美 西伯郡大山町大塚248
 “ 西 村 伸 二 西伯郡大山町大塚1068－ 2
 監 事 杉 原 信 弘 西伯郡大山町富長419－ 9
 “ 松 本 隆 徳 西伯郡大山町西坪151
 “ 江 原 宏 昭 西伯郡大山町栄田313
 令和7年7月20日就任 任期4年

鳥取県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 野 坂 次 雄 米子市石州府448
" 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
" 大 前 和 己 米子市石州府430
" 仲 村 明 米子市石州府453
" 石 崎 満 米子市石州府434－ 2
" 奥 田 薫 米子市福万619
" 梅 林 一 夫 米子市福万597
" 井 本 達 彦 西伯郡伯耆町押口160－ 1
" 井 中 誠 西伯郡伯耆町押口15
" 中 原 速 美 西伯郡伯耆町押口160－ 2
" 山 下 均 西伯郡伯耆町押口38
監 事 中 本 幸 延 米子市石州府444
" 山 澤 敏 弘 西伯郡伯耆町押口183
" 松 下 美 子 米子市日下319

令和7年7月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
" 大 前 和 己 米子市石州府430
" 石 崎 満 米子市石州府434－ 2
" 奥 田 薫 米子市福万619
" 梅 林 一 夫 米子市福万597
" 井 中 誠 西伯郡伯耆町押口15
" 山 下 均 西伯郡伯耆町押口38
監 事 中 本 幸 延 米子市石州府444
" 井 本 達 彦 西伯郡伯耆町押口160－ 1
" 松 下 美 子 米子市日下319

令和7年7月27日就任 任期4年

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、令和7年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和7年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
令和7年10月23日（木） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	屋外広告物の施工に関する事項 屋外広告物の表示の方法に関する事項 屋外広告物に関する法令

2 受講申込手続

(1) 受講申込みの方法

電子申請サービスの利用又は申込書の提出（郵送、持参又は電子メール）により行うものとする。

ア 電子申請サービスによる申込み

とっとり電子申請サービス (https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17459) により申し込むこと。

イ 申込書の提出先（郵送、持参又は電子メール）

〒680-8571 鳥取市幸町71 鳥取市都市整備部都市企画課

電子メール: tosikikaku@city.tottori.lg.jp

(2) 受講申込みの受付期間

令和7年9月1日（月）から同月30日（火）まで（持参により提出する場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、令和7年9月30日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、東部建築住宅事務所、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所環境建築局建築住宅課、西部総合事務所環境建築局建築住宅課及び日野振興センター日野県土整備局維持管理課、鳥取市都市整備部都市企画課、鳥取市各総合支所及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>) 及び鳥取市公式ウェブサイトにおいて配布する。

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、受講申込書の受付後に送付される納付書により納付すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課景観・まちなみ整備担当（電話0857-26-7234）

鳥取市都市整備部都市企画課都市計画係（電話0857-30-8342）

6 その他

この講習会は、令和7年鳥取県・鳥取市屋外広告物講習会として、鳥取市との合同により開催する。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月19日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 生体情報モニタリングシステム及び関連機器 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年7月16日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | ティーエスアルフレッサ株式会社鳥取支店
鳥取市千代水一丁目1-6 |
| 5 落 札 金 額 | 105,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年6月6日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称 | 鳥取県立中央病院事務局経営戦略課 |

及び所在地

鳥取市江津730